

## 地域計画

策定年月日	令和7年7月17日
更新年月日	令和7年12月12日 ( 1回目 )
目標年度	令和17年度
市町村名 (市町村コード)	洲本市 ( 28205 )
地域名 (地域内農業集落名)	広石上 ( 広石上 )

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	29.2 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	28.9 ha
② 田の面積	28.3 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	1.0 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0.0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.0 ha
(参考)区域内における○才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における○才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

## (2) 地域農業の現状及び課題

当地域においては、水稻を中心とし、玉ねぎと一部露地野菜による農業経営を営む農家が多い。地域内農地については、ほ場整備事業がほぼ完成しており、優良農地について放棄田の発生はない。 一方で経営体の主体は兼業農家がほとんどで、専業農家であっても小規模であり、規模拡大を考えている農家数はない。このため、10年先を見据えた時、リタイヤする農家が増加する懸念がある。 後継者への円滑な経営継承を進めていくとともに、農作業受託を担う営農組織と機械オペレーターを育成しつつ、移住者を含めた新たな担い手確保が急務であると考えている。
--

## (3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

水稻とたまねぎを主に作付けしているが、水稻関係の機械が壊れた段階で水稻の作付けをしない農家が増えている。当地域における水稻作付面積の平均は0.5ha程度と非常に小さく、個々で機械を装備しても所得向上は見込めないことから、地域内で土地利用型農業のオペレーターを育成し、地域の水稻作業は地域でまとめて行う取組みを進めしていく。 たまねぎについても高齢化が進み、機械化が必要となっているため、集落で作業受託できる体制を構築させていく。
---

## 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

## (1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

10年後を目指して水稻作とたまねぎの機械共同化を進め、共同作業が進んでいけば10年後~15年後にかけて集落営農組織を法人化という議論が出てくる可能性もあるため、地域で継続して法人化の勉強会などを開催していく。
--

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	0 %	将来の目標とする集積率	0 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
当地域については、兼業農家や定年帰農農家も多く、また中山間であることから大きな面積を集約するような経営体はいないことから、空き農地があれば極力、隣接で耕作する農家がその農地を担うこととする。			

### 3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組
地域内農地については、原則、地域の担い手が優先的に借受け、効率的な農業経営ができるよう努める。 また、経営継承を受けた若い担い手や新規就農者が現れた時は、その者に対して農地を集積していくほか集落での営農組織化の推進を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方法
地域計画策定後は農地中間管理機構を使って農地の賃貸借を希望する農家から利用を進めていく。集落が窓口になり農地の利用者を積極的に募集していく。また所有者の許可無く農地の賃借が行われないように、集落が窓口となり周知していく。
(3) 基盤整備事業への取組
地域内の農地については、ほぼ基盤整備が完了している。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
当地域では兼業農家が多数を占めており、今後も地域の農地については地域で守っていくことを基本とするが、円滑な経営継承ができるよう地域一体となって取組む。 また、機械の共同化を進め、集落営農組織の法人化の気運が高めていくよう取り組む。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
集落営農組織に若い担い手がもっと参画すれば、地域内のみならず、地域外の農作業についても受託していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③ヘマート辰業	<input type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

#### 【選択した上記の取組内容】

- ①イノシシ被害防止柵は設置済みだが、個々の電柵等の対策を進める。
- ②⑨引き続き地域内で耕畜連携の取り組みを行い、畜産農家から生産される堆肥を活用した減肥料を進める。
- ③スマート農業を導入する経営者を育成する。
- ⑦、⑧ため池、水路、給水パイプの維持修繕を図りながら、老朽化している施設を順次更新していく。

### 4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 17 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
利用者	その他耕作者	水稻、WCS、野菜	29.2 ha	ha	水稻、WCS、野菜	29.2 ha	ha	グレー	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	1経営体		29.2 ha	0 ha		29.2 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

## 5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

## 6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。